

第 6 4 号 議 案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 0 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、久留米市文化財収蔵資料審議会規則（昭和 5 8 年久留米市教育委員会規則第 3 号）第 4 条の規定に基づき、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則第4条により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

専門	氏名	所属	任期
歴史	えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科	令和元年11月1日 ～ 令和3年10月31日
歴史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科教授	
美術工芸	うえの 植野かおり	立花家史料館館長	
美術工芸	こくしょう ともこ 國生 知子	甘木歴史資料館副館長	
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀県立博物館・美術館副館長）	
考古	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部アジア文化学科	
民俗	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者（元九州産業大学美術館主任学芸員）	
教育普及	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米市美術館総務課長	

久留米市文化財収蔵資料審議会委員（案）

旧名簿（～R1. 10. 31）		新名簿（R1. 11. 1～）	
氏名	所属	氏名	所属
えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科教授	えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科
よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科教授	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科教授
うえの 植野かおり	立花家史料館館長	うえの 植野かおり	立花家史料館館長
こくしょう ともこ 國生 知子	甘木歴史資料館副館長	こくしょう ともこ 國生 知子	甘木歴史資料館副館長
よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀県立博 物館・美術館副館長）	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀県立 博物館・美術館副館長）
おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部ア ジア文化学科教授	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科
よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者（元九州産業大 学美術館主任学芸員）	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者（元九州産業 大学美術館主任学芸員）
ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米市美術館総務課長	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米市美術館総務課 長

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和 58 年 10 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和 33 年久留米市条例第 8 号)第 3 条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員(第 3 条第 2 項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第 6 5 号議案

令和 2 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者
選考要項及び令和 2 年度久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 0 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

令和 2 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項
及び令和 2 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者
選考要項を定めようとするものである。

令和2年度 久留米市立久留米特別支援学校

高等部 入学者 選考 要 項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	62人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

- 5 志願書類提出期間
令和2年1月31日（金）から令和2年2月7日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。
（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）
- 6 志願書類の受付
久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

- 1 選考の方法
 - (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
 - (2) 入学者選考委員会は、選考の方法及び基準を作成するものとする。
 - (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。
- 2 検査内容
学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 3 検査期日・日程
 - (1) 検査期日は、令和2年2月21日（金）とする。
 - (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
 - (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
 - (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者
久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和2年3月16日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。

- 1 募集期間は令和2年3月17日（火）～3月19日（木）正午までとする。
- 2 検査日は3月23日（月）とする。
- 3 合格者発表は3月24日（火）午前9時とする。

令和2年度 久留米市立久留米特別支援学校

高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和2年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	6人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要な事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等

(4) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

- 4 入学選考料
入学選考料は無料とする。
- 5 志願書類提出期間
令和元年1月31日（金）から令和2年2月7日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。
（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。）
- 6 志願書類等の受付
久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

- 1 選考の方法
 - (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
 - (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
 - (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。
- 2 検査内容
学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 3 検査期日・日程
 - (1) 検査期日は、令和2年2月18日（火）から令和2年2月21日（金）までの期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
 - (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
 - (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
 - (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者
久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和2年3月16日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R1.9.9からR1.10.15 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年11月19日(木)～ 11月20日(金)	第53回全国小学校理科研究協議会研究大会 福岡大会	福岡県小学校理科教育研究会	福岡国際会議場、福岡サンパレス、福岡教育大学附属福岡小・中学校、福岡市立百道小学校・百道中学校、福岡市教育センター、那珂川市立片縄小学校、久留米市立篠山小学校	後援	学校教育課
2	令和2年1月25日(土)～ 9:00分～17:00	第25回 高専シンポジウム in kurume	久留米工業高等専門学校	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
3	令和元年11月30日(土) 13:00～17:00	ジュニア・ロースクール 2019in筑後地区	福岡県弁護士会	久留米大学法学部法廷教室	後援	学校教育課
4	令和元年11月24日(日) 10:00～13:00	子どものデジタル障害研究会家庭教育講座	ゆるーい思春期ネットワーク・久留米	石橋文化センター共同ホール 研修室	後援	学校教育課
5	令和元年10月26日(土) 13:00～16:40	第64回日本PTA九州ブロック研究大会福岡県大会第1分科会	久留米市小・中学校PTA連合協議会	久留米シティプラザ	共催★	学校教育課
6	令和元年11月23日(土) 13:00～16:00	久留米市内5大学等連携によるオープンキャンパス	高等教育コンソーシアム久留米	くるめりあ六ツ門6階みんぐる 会議室1・2、交流スペース等	後援	学校教育課
7	令和2年2月7日(金) 13:00～16:55 令和2年2月8日(土) 9:10～16:50	令和元年度福岡教育大学附属久留米小学校 研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米小学校	後援	学校教育課
8	令和元年12月5日(木) 9:00～16:00 令和2年1月31日(金) 9:30～16:00	筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研究会	久留米石橋文化ホール	後援	学校教育課
9	令和元年12月14日(土) 13:00～16:00	第9回 北九州銀行杯 小中学生イングリッシュコンテスト	株式会社 北九州銀行	北九州銀行本店	後援	学校教育課
10	令和2年1月5日(日) 11:00～12:30	久留米シティプラザキッズプログラム3歳からはじまりの音楽会	久留米市	久留米シティプラザ・グランドホール	後援	学校教育課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和元年11月23日(土) 14:00~16:15	2019年度福岡県自閉症協会主催講演会 災害実体験から学ぶ 自助・共助・公助 ~その時、あなたは どうしますか?~	福岡県自閉症協会	石橋文化会館 小ホール	後援	学校教育課
12	審査日: 令和元年12月2日(月)11:00~17:00 児童画展展示会場: 令和2年1月15日(水)15:00~21日(火)17:00	第68回福岡県小学校児童画展(第39回筑後地区小学校児童画展)	筑後地区小学校図画工作教育研究会	児童画展展示会場: 久留米市美術寒 児童画展審査会場: 久留米市頭部(北野小)、中部(上津小、南薫小)、南部(みづま体育館)	共催	学校教育課
13	令和元年11月3日(日) 9:20~11:45	林健広 体育セミナー	NPO福岡こども未来工房	久留米アリーナ1階サブアリーナ	後援	学校教育課
14	令和元年10月19日(土)~12月1日(日) 9:00~17:00	グリーンマルシェ 秋の植木祭	くるめ緑花センター協同組合	くるめ緑花センター道の駅くるめ	後援	生涯学習推進課
15	令和元年10月26日(土) 11:00~17:00	第6回ほとめきハロウィンパーティー2019	ほとめきイベント実行委員会	東町公園、一番街商店街	後援	生涯学習推進課
16	令和元年10月26日(土)~27日(日)	ハロウィンキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	山本コミュニティセンター、DIC本部	後援	生涯学習推進課
17	令和元年11月1日(金)~令和2年3月31日(火)	2019年度 書き損じハガキ回収プログラム	一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン	市内各地域の小学校、中学校	後援	生涯学習推進課
18	令和元年11月2日(土)、3日(日) 10:00~16:00	第26回草野まちかど博物館	草野まちかど博物館実行委員会	まちなみ保存区域(紅桃林区・草野東区・草野西区・矢作区)を中心に草野町一帯の古民家・庭園・寺社等	後援	生涯学習推進課
19	令和11月2日(土)~12月1日(日) 10:00~17:00 (ライトアップ実施日は20:00まで延長)	石橋正二郎生誕130年記念事業 石橋文化センター「アート・フェスティバル」	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内全域	後援	生涯学習推進課
20	令和元年11月9日(土) 10:00~16:00	第10回あきない祭	あきない祭実行委員会	あきない通り(中央通り・問屋街)とJR久留米駅構内	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
21	令和元年11月16日(土)～ 令和2年1月13日(月・祝) 開館45日間 10:00～17:00(入館は 16:30まで) 月曜日休館	熊谷守一 いのちを見つめ て	久留米市美術館	久留米市美術館(本 館2階)	後援	生涯学習推 進課
22	令和元年11月23日(土) 14:00～16:15	2019年度福岡県自閉症協 会主催講演会 災害実体験から学ぶ 自 助・共助・公助 ～その時、あなたはどうし ますか?～	福岡県自閉症協会	石橋文化会館 小 ホール	後援★	生涯学習推 進課
23	令和元年11月23日(土) 14:00～16:00	三浦綾子文学講演会(仮 題)	久留米三浦綾子読書会	久留米ベテルキリス ト協会	後援★	生涯学習推 進課
24	令和元年11月30日(土) 10:00～15:00	第6回 キラリ☆マルシェ	一般社団法人アカルカ 福祉協会	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推 進課
25	令和元年11月30日(土) ～12月1日(日)	アドベンチャーCAMP	社会教育団体Dreams In Club	野中生涯学習セン ター	後援	生涯学習推 進課
26	令和元年12月6日(金) 9:30～8日(日)16:00	第29回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委 員会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習推 進課
27	令和元年12月21日(土) ～22日(日)	クリスマスキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	山本コミュニティセン ター、DIC本部	後援	生涯学習推 進課
28	令和2年2月15日(土)～ 16日(日)	ふゆキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	発心公園キャンプ場	後援	生涯学習推 進課
29	令和2年2月23日(日) 13:00～14:00、16:00～ 17:00	特定非営利活動法人舞台 アート工房・劇列車 第21 回定期公演	特定非営利活動法人舞 台アート工房・劇列車	石橋文化センター石 橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推 進課
30	令和2年3月14日(土) 9:00～20:00	第9回 ゴスペルfor3.11	ゴスペルfor3.11実行委 員会	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推 進課
31	令和2年3月28日(土)～ 29日(日)	さくらキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	発心公園キャンプ場	後援	生涯学習推 進課
32	令和2年5月16日(土)～ 17日(日)	いちごキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	よかもんいちご	後援	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
33	令和元年11月30日(土)、 令和元年12月1日(日)	第9回全日本コルトリグ 中学野球選手権大会	一般社団法人日本ポ ニーベースボール協会	久留米市野球場・久 留米工業大学・大牟 田延命休場・小郡市 野球場	後援	体育スポー ツ課
34	令和元年12月21日(土) 17:00~	2019-20 V.LEAGUE Division1 WOMEN 久留米 大会	久留米市バレーボール 協会	久留米アリーナ	後援	体育スポー ツ課
35	令和元年11月23日(土)、 11月24日(日)	ベストアメニティカップ レス リング大会	久留米市レスリング協会 ベストアメニティ株式会 社	久留米アリーナ	共催	体育スポー ツ課
36	令和元年11月3日(日) 10:00分~16:00	U-16プログラミングコン テスト福岡大会	U-16プログラミングコン テスト福岡大会実行委 員会	久留米工業高等専門 学校	後援	学校教育課
37	令和元年10月27日(日) 10:20~16:00	10月例会「あしたに繋がる 種をまこう」~水天宮であそ ぼう~	久留米商工会議所青年 部	全国総本宮 水天宮	後援	学校教育課

第27回重要無形文化財保持団体秀作展

日本匠業の 技の世界

2019年

11月21日木 — 12月1日日

開館時間 午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日 毎週月曜日

会場 久留米市美術館 1階

入場無料

主催

全国重要無形文化財保持団体協議会

共催

全国重要無形文化財保持団体協議会久留米大会実行委員会
久留米市、久留米市教育委員会、筑後市、筑後市教育委員会、
広川町、広川町教育委員会、大木町、大木町教育委員会、
八女市、八女市教育委員会、
重要無形文化財久留米絣技術保持者会

後援

文化庁、福岡県、福岡県教育委員会、朝日新聞社、
西日本新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、
佐賀新聞社、久留米絣協同組合、久留米市商工会議所、
公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会
公益財団法人久留米絣技術保存会

協力





佐賀県
柿右衛門製陶技術保存会
柿右衛門(濁手)
かきえもん(にごしで)



佐賀県
色鍋島今右衛門技術保存会
色鍋島
いろなべしま



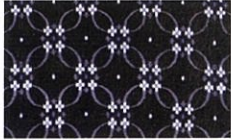
大分県
小鹿田焼技術保存会
小鹿田焼
おんたやき



新潟県
越後上布・小千谷縮布技術保存協会
小千谷縮・越後上布
おぢやぢぢみ・えちごじょうふ



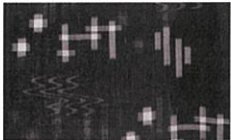
茨城県・栃木県
本場結城紬技術保持会
結城紬
ゆうきつむぎ



福岡県
重要無形文化財久留米緋技術保持者会
久留米緋
くるめかすり



沖縄県
喜如嘉の芭蕉布保存会
喜如嘉の芭蕉布
きじよかのばしょうふ



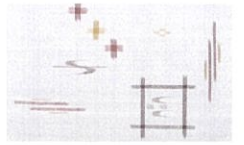
沖縄県
宮古上布保持団体
宮古上布
みやこじょうふ

日本の伝統美と 技の世界

第27回重要無形文化財保持団体秀作展

わが国には古くから優れた工芸技術が数多く伝えられており、その芸術性及び歴史的価値は、世界に高い評価を得ております。本展は、重要無形文化財保持団体16団体と関係24市町村によって構成される「全国重要無形文化財保持団体協議会」の総合的な作品展として、その高度な工芸技術を作品展示並びに製作実演をとおして、広く一般に公開するものです。

沖縄県
久米島紬保持団体
久米島紬
くめじまつむぎ



三重県
伊勢型紙技術保存会
伊勢型紙
いせかたがみ



石川県
輪島塗技術保存会
輪島塗
わじまぬり



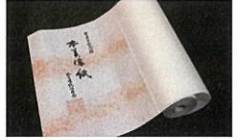
青森県
津軽塗技術保存会
津軽塗
つがるぬり



島根県
石州半紙技術者会
石州半紙
せきしゅうばんし



岐阜県
本美濃紙保存会
本美濃紙
ほんみのし



和歌山県
細川紙技術者協会
細川紙
ほそかわし



福井県
越前生漉鳥の子紙保存会
越前鳥の子紙
えちぜんとのこし



制作実演

会場:久留米市美術館 本館1階

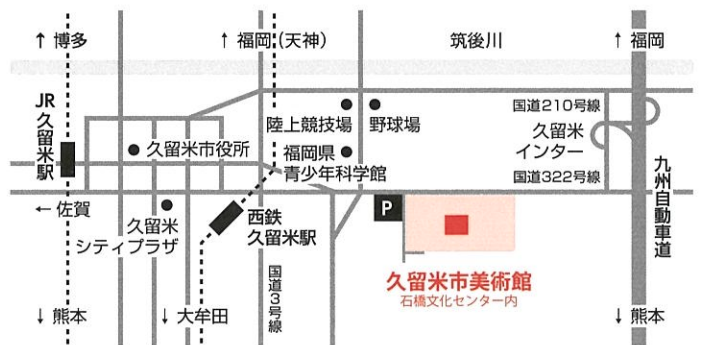
1 くるめかすり
久留米緋 手くびり ※11月21日は午後のみ
11月21日(木)・11月23日(土・祝) 午前/10:30~12:30
11月24日(日)・11月30日(土) 午後/14:00~16:00
12月1日(日) (重要無形文化財久留米緋技術保持者会)

2 いせかたがみ つきぼり
伊勢型紙 突彫
11月23日(土・祝)・11月24日(日) 午前/10:30~12:30
午後/14:00~16:00
(伊勢型紙技術保存会)

3 わじまぬり まきえ
輪島塗 蒔絵
11月30日(土) 午前/10:30~12:30
午後/14:00~16:00
(輪島塗技術保存会)

4 おんたやき かな
小鹿田焼 成型・飛び鉋・装飾 ※各回15分程度
12月1日(日) 午前/10:30~、11:30~
午後/14:00~、15:30~
(小鹿田焼技術保存会)

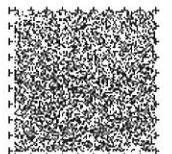
[交通案内] ○福岡空港より西鉄高速バスで50分(文化センター前下車) ○JR博多駅よりJR久留米駅まで新幹線20分(快速で40分) ○西鉄福岡(天神)駅より西鉄久留米駅まで特急で30分、急行で40分 ○JR久留米より西鉄バスで15分、西鉄久留米より5分(文化センター前下車) ○久留米インターより車で10分(石橋文化センター内に有料駐車場あり) ※おおよその時間を記しています。



会場

**久留米市美術館
本館1階**

〒830-0862 福岡県久留米市野中町1015
Tel:0942-39-1131 Fax:0942-39-3134
<https://www.ishibashi-bunka.jp/kcam/>



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業
「カザフスタン給食」について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する、カザフスタン共和国とケニア共和国の事前キャンプが、来年7月に本市で行われます。

児童生徒等が、両国に親しみを持ってもらうよう、昨年度から両国の料理を学校給食に取り入れており、今回の「カザフスタン給食」では、前回メニューの一品を変更して実施します。

項目	実施内容
対象校	小学校46校、中学校17校、特別支援学校1校の全64校
日程	11月5日(火)～26日(火)までの間
献立	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ピタパン チキンケバブ</u> ケチャップとレモン果汁で味付けして焼いた鶏肉を、ピタパンに挟んでいただきます ● <u>ラグマン</u> 牛肉とトマトをベースとした麺料理 ● <u>グreekサラダ</u> チーズとオリーブオイルが特徴のサラダ ● <u>牛乳</u>

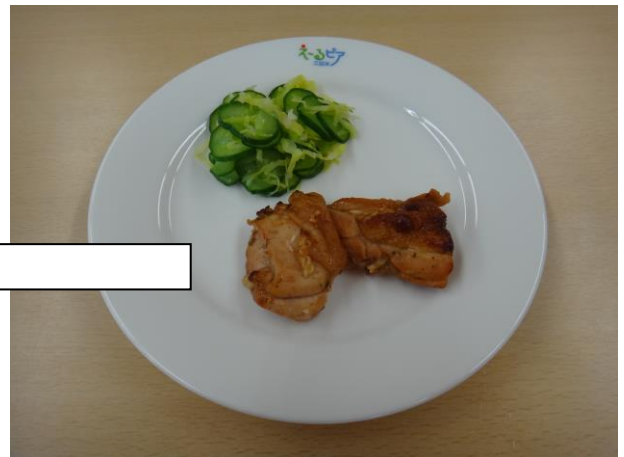
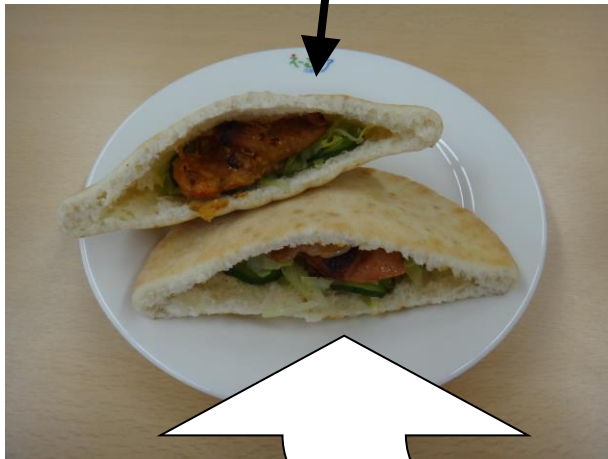
※ 11月12日(火) 篠山小学校において試食を準備します。

(前回メニュー)



(今回メニュー)

丸ドッグパンを
ピタパン チキンケバブ に変更



ピタパンの中にチキンケバブ
を入れて食べます

令和元年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

令和元年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
令和2年	3月 1日	日	南筑高等学校
	3月 1日	日	三井中央高等学校
	3月 3日	火	久留米商業高等学校
	3月 5日	木	久留米特別支援学校（高等部）
	3月12日	木	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
	3月13日	金	中学校
	3月17日	火	小学校

久留米市部活動方針の策定状況について

1 久留米市部活動方針策定委員会

久留米市部活動方針案を策定するため、中体連会長・中文連会長・高等学校校長代表・中学校PTA代表・高等学校PTA代表・学校教育課で構成する「久留米市部活動方針策定委員会」において協議を行っています。

回数	日付	概要
1	R1. 7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市の部活動の状況について ・国のガイドライン及び福岡県の指針について
2	R1. 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動顧問からの聞き取りについて
3	R1. 10. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市部活動方針（素案）について

2 久留米市の部活動の概要（R1. 5. 28 調査）

項目	中学校	市立高校
登録生徒数 (登録割合)	運動部 4,953 人 文化部 1,177 人 計 6,130 人 (82.1%)	運動部 810 人 文化部 474 人 計 1,284 人 (90.3%)
顧問教員数	443 人 (うち未経験 233 人)	129 人 (うち未経験 72 人)
外部指導者	105 人	23 人

久留米市部活動方針（素案）

はじめに

学校の部活動は、スポーツや文化芸術等に興味関心のある同好の生徒が自主的に参加する学校教育活動の一環として行われ、スポーツや文化芸術の振興を支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年齢との交流の中で、友情を深めるなど好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感、感謝の気持ちが育まれたりするなど、生徒の多様な学びの場としての高い教育的意義があります。

そのような中、教育に対するニーズが多様化・複雑化する中、部活動を持続可能なものとするためには、児童生徒にとって有意義かつ安全安心な部活動の実施、部活動に係る教員の負担軽減、部活動に対する保護者の理解促進が求められています。

こうしたことから、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）、福岡県運動部活動の在り方に関する指針（福岡県）を参考に、久留米市部活動方針を策定します。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定等

校長は、本方針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表すること。

(2) 適正な数の部活動の設置

校長は、生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実・安全の確保・教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置すること。

(3) 顧問の決定と配置

顧問の決定に当たっては、教職員の校務分掌や家庭の状況等を勘案して行うなど適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体としての適切な指導体制の構築を図ること。

(4) 活動内容の把握と指導

校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化芸術等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう適宜指導を行うこと。

(5) 適切な勤務時間の管理

校長は、教職員の部活動への関与について勤務時間の管理等を適切に行うこと。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の設定

部活動の休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動・食事・休養及び睡眠のバランスが取れた生活を送ることができるよう原則として以下を基準とする。

高等学校については、中学校とは発達段階が違うこと、特定の部活動に所属したいという意欲を持った生徒が自ら選択し進学していること等を踏まえ、本方針を参考に学校の状況に応じた取組を行うものとする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)なお、平日の休養日は原則として月曜日とする。
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとり、部活動以外にも様々な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤ 朝練習の縮減に努める。
- ⑥ 定期試験前後に一定期間の部活動休養日を設ける。

(2) 参加大会等の精査

校長は、生徒や顧問等の負担が過度とならないことや安全面を考慮して、参加する大会やイベント等を精査すること。

3 効果的・効率的な活動に向けた取組

(1) 体罰等禁止の徹底

体罰(有形力の行使のほか言葉や態度を含む。)による指導は、厳しい指導として正当化することや、信頼関係があれば許されると考えることは誤りであると認識し、絶対に行わないこと。

(2) 適切な人間関係の形成

競技の成績のみを重視するのではなく、連帯感、責任感等の育成に努めること。また、異なる年齢集団における適切な人間関係のあり方についても指導すること。

(3) 生徒の主体性を尊重し、よさを伸ばす指導

生徒との意見交換を通して、その主体性を尊重しつつ、活動の目標や内容を検討すること。また、生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な指導を行うこと。

(4) 効果的・効率的な練習

トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力や運動能力の向上につながらないこと等を理解し、生徒の発達段階・体力・技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。また、競技や各分野の団体が作成している指導手引等を参考に、効果的・効率的な指導に努めること。

(5) 生徒の多様なニーズに応じた活動

友人とのふれ合いや適度な体力づくりを求める生徒並びに障害のある生徒などが広く参加できるよう、活動の中での役割を設定したり練習を工夫したりして、生徒の多様なニーズに応じた活動に努めること。

4 生徒の健康・安全確保

(1) 危機管理の徹底

部活動における事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法、救急連絡体制を構築すること。また、地震・落雷・台風・大雨・降雪等の自然災害に十分留意するとともに、熱中症の防止に配慮すること。

(2) 施設設備等の安全点検

施設設備や用具等について、事前に生徒に対して使用方法や危険性を十分に指導すること。また、安全点検に当たっては、移動式の設備・用具について確実に固定し、保管時も転倒等の防止策を講じること。

(3) 顧問等の指導

顧問等は、原則として生徒の活動に立ち会い直接指導すること。やむを得ず練習に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せを行い、危険性を伴う練習を禁止したりする等により、安全配慮義務の遂行に努めること。

(4) 活動場所の安全配慮

複数の部活動が同じ場所を使用して練習する場合等においては、人員の配置により危険回避を呼びかけたり、ボールや投てき物の到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりする等の安全対策を行うこと。

5 部活動の活性化

(1) 目標等の共有と共通理解

各学校では、部活動の活性化に向けて、部活動の運営や指導の目標、指導方法や生徒の状況など、学校全体で共有すべき内容について、職員会議等で確認すること。また、必要に応じて保護者会等を開催し、共通理解を図る場を設定すること。

(2) 指導力向上の研修

顧問等は、福岡県や学校体育団体等が主催する指導者研修会等に参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいた指導に努めること。

(3) 外部指導者の活用

外部指導者の積極的な活用を図るとともに、学校教育目標や部活動の方針等について共通理解を図ること。

(4) 生徒の活動参加の促進

学校に設置していない競技に取り組んでいる生徒が学校から大会に参加できるよう可能な限り配慮すること。また、単一の学校では大会等に出場できないような場合は、複数校の合同チームによる出場を推進すること。

(5) 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域が連携した生徒の健全育成のため、学校の部活動を持続可能なものとするという観点のもと、保護者や地域の理解と協力を促進すること。

第50回全国中学校柔道大会の成績報告について

1 概要

全国中学校体育大会 第50回全国中学校柔道大会において、久留米市立明星中学校3年の井手 凱王（いで がおう）選手が準優勝するという輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

主 催 公益財団法人 日本中学校体育連盟

開 催 ウィンク武道館（姫路市）

日 程 令和元年8月17日～20日

3 大会成績

男子60kg級 準優勝

2019年世界ジュニア柔道選手権大会の成績報告について

1 概要

2019年世界ジュニア柔道選手権大会において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス3年の古賀 若菜（こが わかな）選手が優勝する輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

主 催 国際柔道連盟

開 催 マラケシュ（モロッコ）

日 程 令和元年10月16日～20日

3 大会成績

女子48kg級 優勝

4 試合経過

1回戦	セルゲバ選手（ロシア）	一本勝ち
2回戦	ペトイト選手（ベルギー）	一本勝ち
3回戦	タンバヤバ選手（カザフスタン）	優勢勝ち
準決勝	ストロジャディノバ選手（セルビア）	一本勝ち
決 勝	ブウクリ選手（フランス）	一本勝ち

令和元年度人権フェスタ及び人権のつどいの開催について

令和元年度に、中学校区人権のまちづくり推進協議会等で実施が予定されている、人権のつどい等は、下記のとおりです。

名称	日 時	会 場
江南中校区人権フェスタ	11月9日(土) 12:15～	江南中学校
牟田山中学校区人権フェスタ	11月9日(土) 9:00～	南 小学校
諏訪人権フェスタ	11月9日(土) 13:00～	諏訪中学校
良山中校区人権のつどい	11月9日(土) 12:30～	良山中学校
人権のまち 屏水フェスタ	11月9日(土) 12:00～	屏水中学校
人権フェスタたぬしまる	11月30日(土) 9:30～	田主丸複合文化施設そよ風ホール